下野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例新旧対照表

改正案	現行
（再利用等による減量等） 第7条　市長は、廃棄物の収集を行うとともに、廃棄物の中で再利用（廃棄物を再び使用すること又は資源として使用することをいう。）できるもの＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿については、再利用等を行い廃棄物の減量に努めなければならない。	（再利用等による減量等） 第7条　市長は、廃棄物の収集を行うとともに、廃棄物の中で再利用（廃棄物を再び使用すること又は資源として使用することをいう。）できるもの（以下「資源物」という。）については、再利用等を行い廃棄物の減量に努めなければならない。
（資源物の収集又は運搬の禁止等） 第７条の２　第２条の規定により排出された資源物（日常生活に伴って生じる廃棄物のうち再生利用等が可能なものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）については、市及び市が収集運搬を委託する者以外のものが収集し、又は運搬してはならない。 ２　市民は、市又は市が収集運搬を委託する者以外のものによる資源物の収集又は運搬を発見したときは、その旨を市に通報するよう努めるものとする。 ３　市長は、第１項の規定に違反して資源物を収集し、又は運搬した者に対し、これらの行為を行わないよう警告することができる。 ４　市長は、前項の警告に従わない者に対し、資源物の収集又は運搬を行わないよう命令することができる。	（追加）
（下野市行政手続条例の適用除外） 第１８条の２　第７条の２第３項及び第４項の規定による警告又は命令については、下野市行政手続条例（平成１８年下野市条例第１２号）第３章の規定は、適用しない。	（追加）
（罰則） 第２０条　第７条の２第４項の規定による命令に違反した者は、２０万円以下の罰金に処する。	（追加）
（両罰規定） 第２１条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。	（追加）